

由木西小学校

PTA規約

この規約は、由木西小学校のPTA活動が円滑に進められるよう作成されました。よく読んで、退会するまで大切に保管してください。

八王子市立由木西小学校PTA規約

平成17年5月16日全面改正

平成29年5月11日一部改正

令和7年3月16日一部改正

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、由木西小学校PTAと称し、昭和22年4月1日に創立する。

第2条 本会は、事務所を由木西小学校におく。
東京都八王子市上柚木538番地1におく。

第2章 目的及び活動方針

第3条 本会は、保護者と教職員が協力して、児童の健全な成長を助け、自らの教養を深め、教育の効果を高めることを目的とする。

第4条 1. 会員相互に学び合い、理解し合うことに努める。
2. 学校・地域社会及び目的を同じくする機関・団体と協力する。
3. 教育を本旨とする自主的、民主的団体として活動し、政治的、宗教的及び営利的な活動はしない。

第3章 活動

第5条 1. 会員相互の親睦と教養を深めるための活動をする。
2. 家庭・学校・地域が連帯協力して、児童の生活環境をよりよいものとする。
3. 学校教育への援助、活動を行う。
4. その他、本会の目的を達成するために必要と認められた活動を行う。

第4章 会員

第6条 本会は、本校の児童の保護者及び教職員により構成する。

第5章 会費

第7条 本会の活動に要する経費は、会費及びその他の収入によってまかなう。

第8条 本会の運営・事業活動・保険加入等にあてるため、会員は会費として年3,500円を納める。

1. 転入の会員については、時期に応じた額とする。

2. 中途退会しても、一度納入した会費は返却しないものとする。

第9条 本会の会計年度は4月1日から翌3月31日とする。

第10条 本会の決算は、年度末において会計監査を受け、総会で承認を得なければならない。

第6章 役員

第11条 本会に下記役員をおく。

1. 会長 1名

2. 副会長 3名（保護者2、教職員1）

3. 書記 3名（保護者2、教職員1）

4. 会計 3名（保護者2、教職員1）

第 12 条 学校長は、学校運営の立場から、各会議に出席し意見を述べることができる。

第 13 条 1. 役員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員欠員の補充期間は、残任期間とする。

第 14 条 役員の任務は下記の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、必要に応じて会長の任務を代行する。

3. 書記は会議の記録、その他の事務にあたる。

4. 会計は予算に基づいて、会計事務を処理する。

第 15 条 選出方法

役員は、立候補及び各クラスの推薦により選出し、総会において承認を得る。

第 7 章 学年委員

第 16 条 各クラスから学年委員 1 名を選出する。学年委員は運営委員会に出席し、係以外の行事の取りまとめを行う。

第 17 条 1. 学年委員の任期は 1 年とする。ただし再任を妨げない。

2. 学年委員欠員の補充期間は、残任期間とする。

第 8 章 組織

第 18 条 総会

1. 総会は本会の最高決議機関とする。

2. 定期総会は年度はじめに行い、臨時総会は運営委員会が必要と認めた時に開くことができる。

3. 総会は委任状を含め過半数の会員の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって決定する。

第 19 条 運営委員会

1. 総会決議事項以外の重要事項を決定する機関として、運営委員会をおく。

2. 運営委員会は役員及び学年委員により構成する。

3. 運営委員会の任務は下記の通りとする。

(1) 総会に提出する案件を審議する。

(2) 各クラス及び各係等から提出された事項について協議し、そのよりよい活動の推進をはかる。

(3) 決定した事項を会員に報告する。

第 20 条 係

1. 本会に活動を充実させるために係をおく。

2. 会員は各係に分かれて活動する。

第 21 条 特別委員会

本会には、必要に応じて特別委員会をおくことができる。その設置は運営委員会の決議による。

第 22 条 同好会

本会会員の同好者で、同好会を作ることができる。同好会は年間を通して、活動を行う。

第 9 章 会計監査

第 23 条 本会に会計監査 3 名をおく。(保護者 2、教職員 1)

第 24 条 1. 会計監査の任期は 1 年とする。

2. 会計監査欠員の補充期間は、残任期間とする。

第 25 条 会計監査は、本会の会計に関する監査を行う。

第 26 条 会計監査は前年度役員から選出し、総会において承認を得る。
前年度役員から選出できない場合は、運営委員会で協議し選出する。

八王子市立由木西小学校 P T A 慶弔規定

令和元年 5 月 9 日一部改正

第 1 条 会員に下記の事項があった場合は、慶弔の意を表す。

1. 死亡弔慰金

(1) 会員 5, 000 円

(2) 児童 5, 000 円

(3) 教職員の配偶者 5, 000 円

2. その他の慶弔に関わる事項が生じた場合は、運営委員会で協議の上、慶弔活動を行う。

3. 緊急を要する場合には、会長・副会長がこれを処理し、運営委員会の承諾を得る。

第 2 条 慶弔の返礼は一切しないものとする。